

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年8月11日（火） 号外第73号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 教委規則	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則（7）（教育人材開発課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（8）（特別支援教育課）・・・・・・・・ 4
	鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則（9）（高等学校課）・・・・・・・・・・・・・・ 5

# 教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月11日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

## 鳥取県教育委員会規則第7号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前								
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）								
1 高等学校							1 高等学校								
名称	課程名	学科名	修業年限	収容定員	所在地		名称	課程名	学科名	修業年限	収容定員	所在地			
略							略								
鳥取商業高等学校	全日制課程	商業学科	3年	<u>532人</u>	略		鳥取商業高等学校	全日制課程	商業学科	3年	<u>570人</u>	略			
略							略								
八頭高等学校	全日制課程	普通学科	3年	<u>760人</u>	略		八頭高等学校	全日制課程	普通学科	3年	<u>800人</u>	略			
智頭農林高等学校	全日制課程	農業学科	ふるさと創造科	3年	<u>216人</u>	略	智頭農林高等学校	全日制課程	農業学科	ふるさと創造科	3年	<u>228人</u>	略		
			森林科学科	3年						森林科学科	3年				
			生活環境科	3年						生活環境科	3年				
略							略								
倉吉農業高等学校	全日制課程	農業学科	生物科	3年	<u>106人</u>	略	倉吉農業高等学校	全日制課程	農業学科	生物科	3年	<u>110人</u>	略		
			食品科	3年						<u>106人</u>	食品科			3年	<u>110人</u>
			環境科	3年						<u>106人</u>	環境科			3年	<u>110人</u>
略							略								
米子東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3年	<u>920人</u>	略	米子東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3年	<u>960人</u>	略		
	略							略							
米子西高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3年	<u>840人</u>	略	米子西高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3年	<u>880人</u>	略		
略							略								
2 略							2 略								

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月11日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

**鳥取県教育委員会規則第8号**

鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立特別支援学校学則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後					改正前					
様式第3号（第17条、第18条－第20条、第28条関係）					様式第3号（第17条、第18条－第20条、第28条関係）					
略					略					
志願者	(ふりがな)	生年月日	年 月 日生 (満 歳)		志願者	(ふりがな)	生年月日	年 月 日生 (満 歳)	性別	
	氏名					氏名				
略					略					
備考 略					備考 略					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月11日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

**鳥取県教育委員会規則第9号**

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
(実施校) 第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。				(実施校) 第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。			
高等学校名	課程名	学科名		高等学校名	課程名	学科名	
鳥取東高等学校	全日制課程	略		鳥取東高等学校	全日制課程	略	
		理数学科	理数科			理数学科	理数科
鳥取商業高等学校	全日制課程	商業学科	商業科				
略				略			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前から引き続き鳥取商業高等学校の全日制課程商業学科商業科に在学している者（同日以後に編入学、転入学その他の事由によりこれらの者と同一の学年に在学することとなる者を含む。）については、改正後の鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の規定は、適用しない。